

ぐんま 商工連

Gunma Prefectural Federation of Societies of Commerce and Industry

令和元年5月
第500号

U R L ◆<http://www.gcis.or.jp>
e-mail ◆kenren@gcis.or.jp
発行所 ◆群馬県商工会連合会
前橋市関根町三丁目8番地の1
Tel.027-231-9779(代)
発行者 ◆石川修司

商工会スローガン
「行きます 聞きます 提案します」



ハツ場ダム (長野原町)

目次

■令和元年度商工会連合会事業計画及び予算決定 商工会改革「ぐんま商工会2020」経過報告 ……	2
■第6回経営発達支援計画の認定結果報告 平成30年度群馬県機械金属工業技術者表彰・ 平成30年度群馬県機械金属工業若手技術者奨励賞表彰 協会けんぽ保険料率変更のお知らせ ……	3
■事業継続計画（BCP）策定支援のご案内 ……	4
■働き方改革関連法に関するご案内 ……	5
■消費税軽減税率に関するご案内 ……	6
■商工会職員人事異動一覧、労働保険の年度更新のお知らせ ……	7
■江原先生の経営コラム ……	8

2020年に完成予定のハツ場ダム（長野原町）。既に10割の高さまでコンクリート打設が終わり、大詰めを迎えるダム工事を見ようと多くの観光客が訪れています。ダム周辺の地域では新しい道路や公園、地域振興施設などの工事が至る所で進められており、訪れるたびに新しい景色に出会えます。

国土交通省が企画する予約不要のダム見学会「ぶらっと見学会」は毎回定員オーバーするほどの盛況です。4月からは水没予定地域をバスで巡るツアーも始まり、水が溜まったら絶対に見る事の出来ない景色を楽しめます。

また、今春からハツ場大橋で実施されているバンジージャンプでは、水を溜める前の期間だけ日本一の高さ（106m）を跳ぶことができます。

ダム完成間近の今、期間限定の魅力が満載の長野原町に、ぜひお越しください。

臨時総会で令和元年度事業計画及び予算が決定

群馬県商工会連合会では、平成31年3月20日（水）に臨時総会を開催し、令和元年度の事業計画及び予算を決定しました。

石川会長挨拶の後、中繁副会長（邑楽町商工会長）が議長となり審議を行い、全議案が可決承認されました。

【重点事業】

～商工会改革『ぐんま商工会2020』達成に向けて～

- 1 会員増強運動の推進、全会員・未加入事業者へ巡回訪問の徹底
- 2 消費税引き上げ・軽減税率制度への対応、販路開拓（国内・海外）事業承継、創業、働き方改革、人手不足に対する支援
- 3 職員の人材育成の強化

一般会計の総予算は12億9,738万円と、昨年度と比較して実質4,000万円増となりました。また、特別会計予算、商工貯蓄共済事業計画も原案通り可決承認されました。合わせて平成30年度補正予算も原案通り可決承認されました。

元号が変わる区切りの年、新たな気持ちで「すべては会員の繁栄ため」を基本理念に置き重点事業に取り組んで参ります。



【挨拶をする石川県連会長】



【臨時総会の様子】

平成30年度 第3回

商工会改革2020検証・検討委員会

群馬県商工会連合会では、平成31年3月7日（木）に商工連会館において「平成30年度第3回商工会改革2020検証・検討委員会」（田子文明委員長）を開催し、『商工会改革「ぐんま商工会2020」中間報告について』等について協議しました。

前年度に開催した「商工会改革2020検証・検討委員会」において「ぐんま商工会2020」最重点項目として「会員数」「巡回相談（件数）」「未加入企業巡回（件数）」「マル経（決定件数）」「記帳機械化（件数）」「小規模企業共済（件数）」「経営計画作成（件数）」「シルクシニア（新規加入件数）」の8項目を決議し、改革を推進してまいりました。

その後、昨年9月に開催した第2回委員会において、2020の残された期間を集中実施期間として、役職員一体で改革により一層取り組むことを決めました。

第3回委員会では、平成30年度第3四半期の中間実績が報告され、残された2年半の集中実施期間の取り組みについて以下のとおり決議頂きました。

決議事項

今後の取り組みについて

役・職員1人1人が、全国連スローガン「行きます、聞きます、提案します」の趣旨に基づき実施する。

そのためには、今後とも巡回・窓口相談を通じ、小規模事業者の指導に全力を傾け、従来の経営指導のほか、新たに加わった持続化補助金などの各種サービスに取り組み、事業者支援を充実させていく。

結果として商工会の魅力を高め、最終的には全商工会が会員増加を果たす。

商工会改革としてさらに成果を向上させるためにも、会員の皆様におかれましては、お知り合いで未加入の事業者様がいらっしゃいましたら、ぜひとも商工会への加入をお勧めいただくとともに、所属商工会の役職員にご紹介ください。

県内全ての商工会の経営発達支援計画が認定となりました！

去る平成31年3月8日、国による第6回経営発達支援計画の認定結果が公表され、今回新たに高崎市榛名商工会、高崎市箕郷商工会、安中市商工会、南牧村商工会の4商工会が申請した「経営発達支援計画」が認定となり、県内43の全ての商工会の経営発達支援計画が認定となりました。経営発達支援計画の認定を受けた商工会については、地域の中小・小規模事業者に対する経営計画策定支援や販路開拓のための支援（展示会出展支援など）を行うための予算（補助金）が措置され、商工会の伴走型による経営支援が行われることになります。



【みなかみ町商工会の展示会出展支援】

平成30年度群馬県機械金属工業技術者表彰式並びに 平成30年度群馬県機械金属工業若手技術者奨励賞表彰式

去る3月8日（金）、群馬県庁昭和庁舎正庁の間において、「平成30年度群馬県機械金属工業技術者表彰式」並びに「平成30年度群馬県機械金属工業若手技術者奨励賞表彰式」が開催されました。県内の機械金属工業に従事する方のうち、技術が優秀かつ県産業に貢献し顕著な功績を残された下記の12名が大澤知事並びに石川会長の連名により表彰されました。

表彰順

平成30年度群馬県機械金属工業技術者表彰

- | | |
|---------------|-------------------|
| ①システムセイコー株式会社 | 太田 友 氏（高崎市群馬商工会） |
| ②株式会社堀越製作所 | 石倉 崇興 氏（高崎市吉井商工会） |
| ③株式会社ミツバ新里工場 | 阿久澤順一 氏（桐生市新里商工会） |
| ④群馬電機株式会社 | 前原 正治 氏（みどり市商工会） |
| ⑤有限会社茂木製作所 | 栗原 伸男 氏（太田市新田商工会） |
| ⑥株式会社エス工業 | 若井 宏 氏（太田市新田商工会） |



表彰順

平成30年度群馬県機械金属工業若手技術者奨励賞表彰

- | | |
|----------------|-------------------|
| ①株式会社キーテクノロジー | 近藤 光孝 氏（玉村町商工会） |
| ②株式会社堀越製作所 | 佐俣 智彦 氏（高崎市吉井商工会） |
| ③株式会社ミツバ新里工場 | 関口 祐樹 氏（桐生市新里商工会） |
| ④株式会社大日方精密工業 | 周藤 悠木 氏（笠懸町商工会） |
| ⑤株式会社エス工業 | 吉田 晃大 氏（太田市新田商工会） |
| ⑥株式会社エヌ・ティー・ジー | 萩原 怜 氏（邑楽町商工会） |



平成31年3月分（4月納付分）から健康保険料率が変わります。

群馬支部の健康保険料率は変更となります。介護保険料率も変更となります。皆様のご理解をお願い申し上げます。

給与・賞与の **9.91%**

平成31年2月分（3月納付分）まで

健康保険料率

給与・賞与の **9.84%**

平成31年3月分（4月納付分）から

給与・賞与の **1.57%**

平成31年2月分（3月納付分）まで

介護保険料率

給与・賞与の **1.73%**

平成31年3月分（4月納付分）以降も

※ 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※ 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

健康保険料率についてのお問い合わせは 企画総務グループ ☎027-219-2100（代表）

事業継続計画（BCP）策定支援のご案内

災害に強いと思われている群馬県にも様々な自然災害の可能性が！

群馬県で想定される地震リスク

群馬県内で想定される地震として、次の3つの活断層が分布しており、これらが活動した場合、**大きな被害を及ぼす可能性**があります。

①関東平野北西縁断層帯主部

群馬県南西部から埼玉県東部にかけて分布し、断層の長さは約82km。断層全体が同時に活動した場合、想定される地震の規模(マグニチュード)は8.1になる。

②太田断層

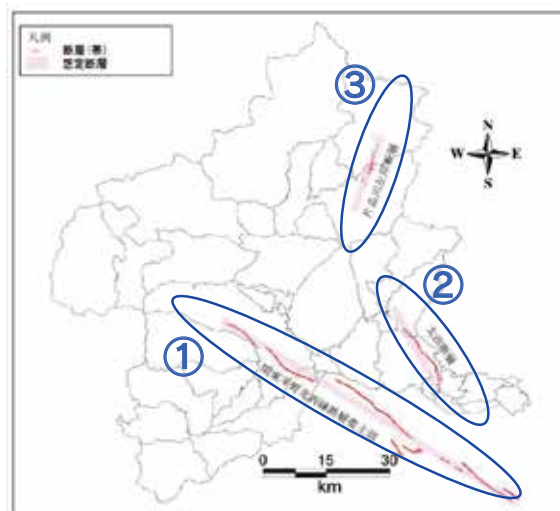
太田市から桐生市にかけて渡良瀬川右岸に位置し、断層の長さは24km。断層全体が活動した場合、想定される地震の規模(マグニチュード)は7.1になる。

③片品川左岸断層

県北部の沼田市周辺に分布し、断層の長さは20km。断層全体が活動した場合、想定される地震の規模(マグニチュード)は7.0になる。

群馬県に分布する3つの活断層

(出典:「群馬県地震被害想定調査」(平成24年6月))

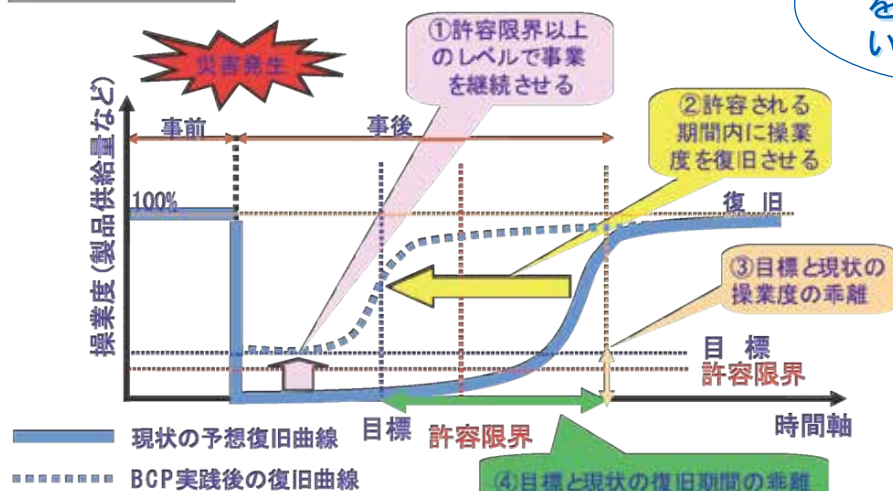


活断層沿いの地域では直下型地震への備えが必要であり、浅間山噴火による火山災害や台風豪雨災害に加えて、記憶に新しい平成26年2月の記録的大雪による大雪被害は、災害に強い群馬県を直撃し、群馬県内外の物流が麻痺し、製造・小売・農業の各分野で甚大な被害が発生しました！

事業継続計画（BCP）とはどんなもの？

不測の事態(危機・災害)などの発生により、従業員ならびに事務所・工場・機器などの会社施設が損傷を受け、通常の事業活動が中断した場合に、残存する能力で優先すべき業務を継続させ、許容させるサービスレベルを保ち、かつ許容される期間内に復旧できるように、組織体制、事前準備、災害発生時の対応方法などを規定した実行計画です。

概念図



貴社のBCP策定
をお手伝いさせて
いただきます！



群馬県では東京海上日動火災保険との協定の下、「災害に強い群馬」を目指して、県内企業が各種災害等において損害を最小限にとどめ、平常時から緊急時における事業継続の方法等を取り決めておく「BCP」の普及・策定支援に取り組んでいます。BCP策定支援やBCP関連情報提供にご関心あります方は群馬県商工会連合会またはご加入の商工会までお問合せ下さい。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point 1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

[記載例・様式] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html (厚生労働省HP)

Point 2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上¹の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

[資料] <https://www.mhlw.go.jp/content/000350327.pdf> (厚生労働省HP)

Point 3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

まずはお電話を

群馬県働き方改革推進支援センター

☎ 0120-486-450

〈来所・メールによるご相談もどうぞ〉 [mail] hatarakikatakaikaku@gunma-sharoushi.com

所在地

群馬県社会保険労務士会 [前橋市元総社町528番地9]



厚生労働省委託事業

消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限である 2019年10月が迫ってきました!!

レジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助制度があります。

1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

💡 ポイント チェックしよう!

- ☐ 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等を確認する。
- ☐ 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

● 軽減税率対応レジの導入等支援

対 象 者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等

補 助 率：原則 3/4

なお、3万円未満のレジ購入の場合 4/5

補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円

なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円

1事業者あたり上限200万円

完了期限：2019年9月30日まで

2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

💡 ポイント チェックしよう!

- ☐ システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等を確認する。
- ☐ 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

● 受発注システムの改修等支援

対 象 者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補 助 率：原則 3/4

補助上限：1000万円(発注システム)、150万円(受注システム)

完了期限：2019年9月30日まで

システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

● 請求書管理システムの改修等支援

対 象 者：軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システム(※)の改修等を行う必要がある
中小の卸売事業者、製造事業者等

(※区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を行うシステム)

補 助 率：原則 3/4

補助上限：150万円

完了期限：2019年9月30日まで

お問合せは
こちらの
番号(※)まで

0120-398-111 (通話料 無料)

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する
軽減税率対策補助金事務局になります。

補助金の詳細は以下のURLをご覧ください。

<http://kzt-hojo.jp/>

QRコード
はこちら!



商工会職員人事異動一覧

(順不同・敬称略)

新規採用 (4月1日付)

○事務局長

湯本 成夫 (富士見)
黒澤 達也 (しぶかわ)
宇敷喜与次 (沼田市東部)
野村 真澄 (千代田町)
岩瀬 和重 (大泉町)

○経営支援員

廣瀬 歩 (高崎市吉井)
佐藤 結花 (安中市)
井上 聡子 (甘楽町)
上田 俊輔 (みどり市)

○一般職員

萩原真由美 (県連)

再雇用 (4月1日付)

○経営支援員

小金澤邦子 (富岡市妙義)
井上千恵子 (川場村)

登用 (4月1日付)

○経営指導員

丸岡 大祐 (榛東村)
猪熊 亮太 (高崎市箕郷)
北爪 こと恵 (高崎市吉井)
久保田敏之 (安中市)
草野 智也 (安中市松井田)
清水 達哉 (下仁田町)
木村 俊介 (甘楽町)
小林 拓広 (沼田市東部)
上田 哲 (太田市新田)
山岸 遥菜 (太田市新田)
高津 玲佳 (大泉町)
猪熊 靖彦 (県連)

異動 (4月1日付)

○経営指導員

北爪 隆志 (みどり市→群馬伊勢崎)
福島 翔大 (東吾妻町→富士見)
神道 克幸 (県連→高崎市群馬)
清水 昌代 (高崎市榛名→安中市)
横尾 朗 (高崎市群馬→藤岡市鬼石)
片貝 晃久 (県連→草津町)
山賀 英彦 (みなかみ町→高山村)
田中 英輔 (県連→東吾妻町)
湯浅 弘之 (高崎市吉井→片品村)
清水 道浩 (片品村→昭和村)
藤島 貴光 (高山村→みなかみ町)
山口 勝寛 (藤岡市鬼石→みどり市)
上田 哲 (県連→太田市新田)
神谷 幸子 (明和町→太田市新田)
野村 隆志 (太田市新田→板倉町)
莊 いず美 (板倉町→明和町)
高津 玲佳 (県連→大泉町)
綿貫 文明 (昭和村→県連)
膳 由美 (太田市新田→県連)
猪熊 靖彦 (明和町→県連)

○経営指導員研修生

平石 彩人 (安中市→高崎市榛名)

○経営支援員

渡辺 恵 (高崎市吉井→前橋東部)
生方 恵子 (群馬伊勢崎→高崎市箕郷)
芹澤 智子 (中之条町→高崎市群馬)
永井 和穂 (藤岡市鬼石→高崎市吉井)
山下美江子 (甘楽町→下仁田町)
中村やよい (下仁田町→甘楽町)
浦野 美冷 (草津町→中之条町)
千川由紀美 (前橋東部→草津町)
後藤 舞子 (高崎市箕郷→県連)

退職 (3月31日付)

○事務局長

任期満了

阿久澤 豊 (富士見)
森田 勝也 (しぶかわ)
遠藤 剛 (沼田市東部)
岩瀬 幹雄 (大泉町)

○再雇用経営指導員

任期満了

湯本 成夫 (富士見)
栗子 秀雄 (大泉町)

○経営指導員

自己都合

山田 宗弘 (群馬伊勢崎)

○経営支援員

定年

小金澤邦子 (富岡市妙義)
井上千恵子 (川場村)
佐藤 知子 (甘楽町)
長島佐枝子 (みどり市)

自己都合

林 真智子 (みなかみ町)

○一般職員

定年

加藤 京子 (県連)

「労働保険の年度更新」のお知らせ

平成31年度の申告・納付は6月3日(月)から7月10日(水)までにお願いします

労働保険(労災保険及び雇用保険)の年度更新(平成30年度確定保険料、平成31年度概算保険料及び一般拠出金の申告・納付)手続きは、6月3日から7月10日までの期間に行ってください。

年度更新手続に必要な申告関係書類は、厚生労働省から申告手続き期間に間に合うよう各事業主へ送付されます。

当該書類がお手元に届きましたら、7月10日(水)までに申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがありますのでご注意ください。

お問合せ先 群馬労働局総務部労働保険徴収室 Tel:027-896-4734 または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ



【自己紹介】

氏名 江原 伸広

資格 中小企業診断士

専門分野 マーケティング戦略・事業戦略の策定

手間ひまかけない経営計画

第1回 『散歩のついでに富士山に登った人はいない』

今回から6回にわたり、簡単な経営計画の作り方とその活用方法について解説します。

ほとんどの人が分かりにくいと言う「経営計画」をできるだけ分かりやすく解説するとともに、いそがしい経営者であっても手間と時間をかけずに簡単に作って使える方法を紹介していきたいと思います。

1. 『散歩のついでに富士山に登った人はいない』

この言葉を聞いたことのある人は多いのではないかと思います。

散歩する人も富士登山をする人も、同じ「歩く」という努力をしているのに、成果に大きな差ができてしまうのはなぜでしょうか。

それは富士山に登るという目標を明確にしているかどうか、その目標を達成するために準備と努力ができるかどうかの違いではないでしょうか。

2. あなたの経営スタイルは散歩型ですか、それとも登山型？

目標が明確になっているかどうかの違いによって、経営にも散歩型と登山型があるように思います。

(1) 散歩型経営とは

- ・「過去からの習慣だから」という理由で毎日同じことを繰り返し、「これだけ一生懸命働いているのだからきつ」と儲かっているに違いない」と感覚的に考える「成り行き経営」や「どんぶり勘定経営」
- ・利益や成長が目的でなく、自分の健康維持や充実した毎日をおくることが目的であるボランティア的経営

(2) 登山型経営とは

- ・将来のありたい姿や目標が明確になっていて、それに向かって日々の経営努力を重ねる経営
- ・現在は成り行き経営に陥っているものの、何とかここから脱却したいと真剣に考え悩んでいる経営

あなたは散歩派ですか、それとも登山派？

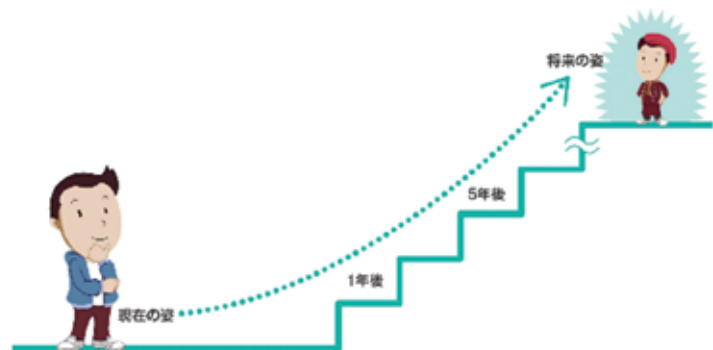


3. なぜ経営計画をつくるのか？

もしあなたが散歩型経営を目指すなら経営計画は必要ありません。作るだけ時間のムダなので作らないほうが良いです。

しかし登山型経営を目指すのであれば、簡単なものでいいので経営計画を作ることをお勧めします。

散歩のついでに富士山に登った人はいない



ではどうやって手間ひまかけずに簡単に経営計画を作りましょうか。次回からご説明します。